

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月6日(2022.9.6)

【公開番号】特開2021-112533(P2021-112533A)

【公開日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【年通号数】公開・登録公報2021-035

【出願番号】特願2020-7917(P2020-7917)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月26日(2022.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による押下げ操作の対象とされる押下操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

遊技者による押下げ操作がなされたときの操作受付が許容される操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態で前記押下操作部に対する押下げ操作によって操作受付がなされると受付後表示が表示される操作実行手段と、

前記押下操作部を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

30

背景画像を表示可能な背景画像表示手段と

を備え、

前記操作許容状態として、所定の発生条件が満たされることを契機として発生可能な所定の操作許容状態、及び特定の発生条件が満たされることを契機として発生可能な特定の操作許容状態が少なくとも用意されており、

前記所定の操作許容状態及び前記特定の操作許容状態においては、いずれの操作許容状態においても、複数回の操作受付が許容可能とされる状態にある押下操作部が複数あり、

前記所定の操作許容状態では、前記背景画像の切り替えが生じることがないなかで、複数回の操作受付が許容可能とされる状態にある前記押下操作部のいずれか1つを押下げ操作した状態に維持し続けると、該押下げ操作した状態に維持し続けた前記押下操作部の種別に応じて、前記操作受付が複数回なされる場合と、前記操作受付が複数回なされない場合とがあるようになっており、

前記特定の操作許容状態では、前記背景画像が第2背景画像として表示される第2背景操作区間から、前記背景画像が第1背景画像として表示される第1背景操作区間への切り替えが、複数ある前記押下操作部のいずれに対する押下げ操作も必要とせずに生じるようになっているなかで、複数回の操作受付が許容可能とされる状態にある押下操作部のいずれを押下げ操作した状態に維持し続けたとしても、前記操作受付が複数回なされることがないようになっており、

さらに、

前記操作許容状態において前記摸画像表示の周期的变化が所定時間単位で現れるように

50

表示されている場合は、該摸画像表示に対応する前記押下操作部に対して前記操作受付が複数回許容されている状態にあるが、前記操作許容状態において前記摸画像表示の周期的变化が前記所定時間よりも長い時間単位で現れるように表示されている場合は、該摸画像表示に対応する前記押下操作部に対して前記操作受付が複数回許容されている状態にある場合と1回だけ許容されている状態にある場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記操作許容状態において操作受付が複数回許容されている前記押下操作部を操作した状態に維持したとき、該押下操作部に対する操作受付に応じた前記受付後表示が特定時間毎に実行される場合と、該押下操作部に対する操作受付に応じた前記受付後表示が特定時間毎に実行されない場合との両方がある

10

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下を抑制することが求められる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者による押下げ操作の対象とされる押下操作部と、  
判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

遊技者による押下げ操作がなされたときの操作受付が許容される操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態で前記押下操作部に対する押下げ操作によって操作受付がなされると受付後表示が表示されうる操作実行手段と、

30

前記押下操作部を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

背景画像を表示可能な背景画像表示手段と

を備え、

前記操作許容状態として、所定の発生条件が満たされることを契機として発生可能な所定の操作許容状態、及び特定の発生条件が満たされることを契機として発生可能な特定の操作許容状態が少なくとも用意されており、

前記所定の操作許容状態及び前記特定の操作許容状態においては、いずれの操作許容状態においても、複数回の操作受付が許容可能とされる状態にある押下操作部が複数あり、

前記所定の操作許容状態では、前記背景画像の切り替えが生じることがないなかで、複数回の操作受付が許容可能とされる状態にある前記押下操作部のいずれか1つを押下げ操作した状態に維持し続けると、該押下げ操作した状態に維持し続けた前記押下操作部の種別に応じて、前記操作受付が複数回なされる場合と、前記操作受付が複数回なされない場合とがあるようになっており、

40

前記特定の操作許容状態では、前記背景画像が第2背景画像として表示される第2背景操作区間から、前記背景画像が第1背景画像として表示される第1背景操作区間への切り替えが、複数ある前記押下操作部のいずれに対する押下げ操作も必要とせずに生じるようになっているなかで、複数回の操作受付が許容可能とされる状態にある押下操作部のいずれを押下げ操作した状態に維持し続けたとしても、前記操作受付が複数回なされることがないようになっており、

50

さらに、

前記操作許容状態において前記摸画像表示の周期的变化が所定時間単位で現れるように表示されている場合は、該摸画像表示に対応する前記押下操作部に対して前記操作受付が複数回許容されている状態にあるが、前記操作許容状態において前記摸画像表示の周期的变化が前記所定時間よりも長い時間単位で現れるように表示されている場合は、該摸画像表示に対応する前記押下操作部に対して前記操作受付が複数回許容されている状態にある場合と1回だけ許容されている状態にある場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記操作許容状態において操作受付が複数回許容されている前記押下操作部を操作した状態に維持したとき、該押下操作部に対する操作受付に応じた前記受付後表示が特定時間毎に実行される場合と、該押下操作部に対する操作受付に応じた前記受付後表示が特定時間毎に実行されない場合との両方がある

10

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

20

30

40

50